

第 8 6 回神戸市都市景観審議会
会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

第86回 神戸市都市景観審議会

1. 日 時 平成29年12月12日（火） 午後1時30分～午後3時33分

2. 場 所 神戸市役所1号館27階 第2・第3委員会室

3. 出席者

三輪委員、磯山委員、桜間委員、清水委員、末包委員、長町委員、
藤本委員、室崎委員、森崎委員、坊池委員、徳山委員、大前委員、
大井委員、山本委員、古澤委員、山口委員
山之内委員（臨時委員・歴史的建築物保全活用部会茅葺民家グループ部会長）
中江委員（臨時委員・歴史的建築物保全活用部会近代建築物等グループ部会長）

住宅都市局：岩橋局長、三島計画部長

丸岡計画部都市計画課長、山田建築指導部建築安全課長

北田計画部都心三宮再整備担当課長

経済観光局：椿野農政部計画課長

教育委員会事務局：千種社会教育部文化財課長

（事務局）

住宅都市局：西景観政策課長 柏木担当係長 金森担当係長 ほか

4. 議 案

1. 審議事項

- 1 「歴史的建築物の保全活用の方針について」答申案
- 2 景観アドバイザー専門部会 審議結果報告
- 3 公共空間アドバイザー専門部会 審議結果報告

5. 議事の内容

別紙のとおり

開 会

○三島部長 委員の皆様がおそろいになりましたので、少し定刻より早いようですが、ただいまから第86回神戸市都市景観審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。私、住宅都市局計画部長の三島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、住宅都市局長の岩橋より御挨拶申し上げます。

○岩橋局長 皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、御出席いただきまして、本当にありがとうございます。平素より、神戸市の景観行政、並びに神戸市政に多大な御協力、御支援いただいておりますこと、改めて御礼申し上げます。

本日は、議事といたしまして、昨年より、歴史的建築物保全活用部会にて検討いただいております、「歴史的建築物の保全活用の方針について」答申案について、御審議いただきます。次に、景観アドバイザー専門部会審議結果、及び公共空間アドバイザー専門部会審議結果について、御報告させていただきます。

また、その他といたしまして、現在、検討を進めてまいりました「えき~まち空間基本計画(案)」について、御報告させていただきます。デザイン都市・神戸にとって、本当によい景観行政が進みますように、景観形成に努めてまいりたいと思いますので、本日も皆様の活発な御議論、お願いいたします。

簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

○西課長 引き続き、本会議の成立について、御報告をさせていただきます。

神戸市都市景観審議会規則第5条第2項において、委員の過半数の出席により成立となっております。現在、定数21名中、16名の委員が御出席をされており、本会議が成立しているということを御報告させていただきます。なお、角松委員、田中委員、長濱委員、福田委員、森川委員におかれましては、本日、所用につき御欠席と聞いてございます。

申しおくれました、事務局を務めております景観政策課長、西でございます。よろしく願います。

失礼して、着席させていただきます。

続いて、資料の確認をいたします。事前に御配付をさせていただきましたが、議事次第、委員名簿、そして、右肩に資料番号を打ってございます、資料1-1が、先ほど局長より紹介いただきました答申案、続きまして、資料1-2が、その答申案の補足資料ということで、歴史的建築物の保全活用のための施策、解説というものをつけてございます、A3資料でございます。次に、参考資料1といたしまして、同じくA3資料でございますが、景観法と神戸市都市景観条例、関連する条文の抜粋の資料をつけてございます。次に、資

料2といたしまして、景観アドバイザー専門部会審議結果、資料3といたしまして、公共空間デザインアドバイザー専門部会審議結果をおつけしてございます。以上が、事前に配付をさせていただいた資料でございます。

続きまして、本日お配りしております資料でございますが、補足資料といたしまして、総合評価別リスト、茅葺民家のものと近代建築物のもの、それぞれ、1、2といたしまして、2つの資料をお手元にお配りさせていただいております。この資料でございますが、中身に具体の物件名、あるいは、個人の名称等入ってございますものがあることと、公表について了解が得られたものではないということございまして、大変申しわけありませんが、本日、終了後に回収させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、資料4、「えき~まち空間」基本計画（案）ということで、最後の報告事項のときに使います資料を御用意いたしました。

以上、補足資料2点、そして、資料4の「えき~まち空間」ということで、3点の資料をきょう、配付させていただいております。よろしゅうございますでしょうか。

ここで、委員名簿をごらんいただきたいと思っております。前回の開催以降に、市会議員の委員について交代がございましたので、ここで御紹介をさせていただきたいと思っております。順に、お名前だけで失礼いたします。

坊池委員でございます。

○坊池委員 よろしくお願いたします。

○西課長 徳山委員でございます。

○徳山委員 はい。よろしくお願いたします。

○西課長 大前委員でございます。

○大前委員 よろしくお願いたします。

○西課長 大井委員でございます。

○大井委員 よろしくお願いたします。

○西課長 山本委員でございます。

○山本委員 よろしくお願いたします。

○西課長 どうぞよろしくお願いたします。

また、本日につきましては、議題1に関しまして、歴史的建築物保全活用の2つの部会から、それぞれ部会長に御出席をいただいております。

茅葺民家グループの山之内部会長でございます。

○山之内部会長 よろしくお願いたします。

○西課長 近代建築物等グループの中江部会長でございます。

○中江部会長 よろしくお願いたします。

議 案

○西課長 それでは、ここから議事に移らせていただきたいと思います。ここからの進行は三輪会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○三輪会長 皆さん、こんにちは。ただいま、先ほど岩橋局長さんからも、御挨拶の中でお話がありましたように、本日の議案の中で、歴史的建築物の保全活用方針についてということで、答申案について御議論いただきますが、これについては、平成28年の春に、この審議会で部会を設けて、議論していこうということを認めていただきまして、2つの部会を設置させていただきました。1年と数カ月の間、両部会で非常に精力的に御議論いただきました。その結果を御報告していただきます。両部会の部会委員の皆様には、本当に感謝を申し上げますし、皆様には、この部会の案について、また、熱心に御議論いただけたらというふうに存じます。よろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが、その議事の1番です。「歴史的建築物の保全活用の方針について」答申案についてでございます。

両部会長に御出席いただいておりますので、まず、部会長から、各部会の検討の状況について御報告いただきまして、その後、事務局から資料の説明などをお願いしたいと思います。その後、皆様から、御意見、御質問を頂戴できたらと思います。そういう順番でよろしいでしょうか。

それでは、部会の報告を部会長からいただきたいと思います。

まず、茅葺民家グループの御報告で、山之内部会長からお願いいたします。

○山之内部会長 山之内です。よろしく申し上げます。

茅葺民家グループのほうの審議の経緯を御報告させていただきます。お手元に事前に配られている答申案の資料のほうですけれども、22ページに記載のとおりですけれども、都市景観審議会の三輪会長と、森崎先生などを含む、各分野の7名の委員で歴史的建造物の保全活用部会の茅葺グループを組織しております。

昨年度、平成28年8月1日から、ことしの10月29日までの計10回、部会を開きまして、本答申に向けた議論を重ねてまいりました。部会の開催の記録については、19ページから20ページに記載されているとおりのですけれども、主に、昨年度、平成28年度の第5回部会までは、景観形成重要建築物等の選定のため、その評価方法の検討を行いました。ことしに入ってから、並行してですけれども、保全活用の施策の議論を重ねて、重点的にやってまいりました。

評価方法の検討に際しては、平成27年度の部会設立に先立ちまして、前年に、兵庫県建築士会等の協力を得まして、茅葺民家の全棟調査を実施しております。その成果をもとにして、実際の評価作業を行いながら、検討を進めてまいりました。検討の中で、屋敷構えの評価など、追加調査が必要な項目が出てまいりました関係で、平成29年度に入ってから、前半にその追加調査を実施しまして、その成果も踏まえて、今回の答申案を作成し

ております。

平成27年の調査段階ですけれども、付属棟を除きますと、全部で807件の茅葺民家を確認しておりますけれども、部会で検討の結果、このうち、結果としては292件を既存の指定制度、あるいは、登録制度を新設することなどによって、保護すべき対象として評価しております。

その807件ですけれども、実際に茅が露出している、いわゆる、わかりやすい茅葺ですね。その状態のものというのは、実は約1割程度の88棟にとどまりまして、大半は茅の上からトタンなどの金属製の覆いをかぶせたものとなっております。これは、茅の葺きかえが、さまざまな事由で、困難な状況下におきまして、家屋を維持するための緊急避難的な措置なわけですけれども、答申案の中では、これらも茅葺の一種と認めまして、金属葺という表現で呼称しております。

部会の検討におきましては、この金属葺も茅葺屋根独特の形態を景観として継承しているという点もありますし、さらには、将来、茅に戻せる可能性を持つ貴重な資産と位置づけまして、保全すべき対象として考えて、議論を進めております。

簡単ですが、以上です。

○三輪会長 ありがとうございます。また、後ほど、コメントいただけましたらと思います。

それでは、近代建築物等グループの御報告ということで、中江部会長、お願いいたします。

○中江部会長 では、中江から、御説明させていただきます。

まず、部会委員の構成でございますけれども、今、前のスライドにも示されておりますけれども、近代建築の部会のほうでは、本審議会の三輪会長、また、森崎委員初め、実際に歴史的な建造物の保全活用の活動にかかわっておられる方々、あと、学術的な面から、各分野7名の部会委員の構成で、審議、検討を行ってまいりました。

後の審議の内容にかかわりますので、ちょっと詳しく説明させていただきますが、例えば、住宅遺産トラスト関西と御所属のところにございますが、建築史的に見て、あるいは、建築作品としてすぐれた住宅を使いつつ、残していこうということの中で、例えば、オーナーがこれを譲渡したいというときに、なかなか次の使い手が見つからないというようなことについて、新しいシステムづくりとか、啓蒙活動をされているというような組織から来ていただいております。

また、ヘリテージ機構のほうは、よく皆さん御存じかと思いますが、兵庫県では、全国に先駆けて、ヘリテージマネジャーという制度がございまして、歴史的建造物の保全活用に関する講習、実習を受けて、実際の活動をされている方々のグループでございますけれども、そこからも委員として来ていただいております。

あと、また、ご専門は不動産となっておられる方もおられますが、こちら、古い建物

を、その古さを残した味のあるイノベーションですとか、コンバージョンをして、再生することには非常に定評のある、R不動産と言われる、全国でやられているものの神戸のセクションを担われている方にも御参画いただいております。

学術専門分野では、都市史の、副部会長を御担当いただいた水島先生ですとか、あと、近代建築史のほうは私のほうで担当させていただきました。そういう委員構成で審議、検討を進めてまいりました。

部会の開催は、昨年、平成28年7月6日を第1回としまして、昨年度中に4回、今年度に入り4回の、計8回にわたって議論を行ってまいりました。前半は、主に評価項目、評価指標についての検討を行っておりまして、後半は、具体的な保全活用施策について、検討を行いました。

審議の運用といいますか、どういった方針で審議していくかということでございますけれども、近代建築は、既に景観形成重要建築物に指定されているものもございます。制度の継承性という観点から、まず、平成6年に評価が行われておりますけれども、その評価では、どのような観点で指定していこうという建物が選ばれたのかということ、まず、把握した上で、現在において、その評価をどのように追補し、上書きしていくかというところからスタートしてまいりました。

前回のときは、町なかでよく目立つランドマーク的なものを中心に選ばれていたというものが多かったのですが、今回は、住宅地の中にあるものすとか、小さいながらも群となっているものすとか、市民の皆様の生活に近いものというものを含めて、幅広くフィルターをかけて見ていくことといたしました。

また、近代建築の範囲というのは、当然ながら、時代が過ぎるにつれて、年々対象とすべき建築物の年代が下っていくということがございます。また、本制度では、現代建築も対象とされておりますことから、そうした現代建築との一貫した継続性を持ち得る評価項目、評価指標というものがどうあるべきかという点でも検討を進めてまいりました。

今回につきましては、既に歴史的な評価を一度されているものについて検討していきましようということで、これまで神戸市のほうで出されておりますような神戸の近代建築、あるいは県教育委員会のほうで調査されております近代化遺産調査報告書、あるいは、近代和風調査報告書等の、既に歴史的な、一度、しっかり調査がなされたものを対象としまして、それらから具体的に対象とすべきものを選んでいきましようというふうな手順を踏んでございます。

そういった形で選定を進めるとともに、また、施策につきましても、近代建築の特徴としましては、比較的大きな建物を、それを使っていけないといけないということもございます。そういった点で、保存活用の現場で、先ほど御説明させていただきましたような、現場で実践されておられる委員の方が多く加わっていただいておりますので、最新の実践事例なども御紹介いただきながら、実際の保存活用の現場で実践可能な具体的な施策とな

るように検討を進めてまいったつもりでございます。

以上が、大体の検討の内容でございます。

○三輪会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明を受けて、この資料の説明について事務局からお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○柏木係長 事務局、景観政策課の柏木でございます。よろしく願いいたします。

着席してご説明させていただきます。

お手元の資料で、資料の1-1、答申書（案）というのがございますが、そちらを中心に、前のスクリーンにもスライドを映しながらご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

資料1-1、めくっていただきますと、目次のほうがございます。部会では、茅葺民家グループ、近代建築物等グループ、分かれて検討していただきましたけれども、答申では、共通部分をまとめて、一つの答申としてございます。

続きまして、1ページ、はじめに、というところがございます。こちらにつきましては、歴史的建築物等の景観資源としての意義、あるいは、景観形成重要建築物等の指定や建築基準法の一部適用除外対応など、これまでの取り組み、歴史的建築物の滅失や近年の民間、国の動きといった現状、活用の重要性と社会全体で支える仕組みの必要性、諮問から答申に至ります流れと答申後の行政の取り組みへの期待ということで書いていただいております。

続きまして、2ページです。歴史的建築物の保全活用の基本的な考え方でございます。こちらにつきましては、所有者は言うまでもございませませんが、担い手としての市民や民間団体の活動、それから、行政の計画的、継続的な総合的施策展開が重要だというふうに書いていただいております。

(1) 景観施策としての考え方でございますが、既存の指定制度に加えまして、裾野を広げるための緩やかな制度の新設、また、より担保性のある景観法に基づく制度の活用など、あわせて、周辺エリアの位置づけの必要性について、書かれてございます。

(2) 総合施策としての考え方。こちらにつきましては、いわゆる歴史まちづくり法や文化財行政の新たな動きなど、総合政策化の流れと関係部局のさらなる連携、体制の充実の必要性といったことについて、書かれてございます。

続きまして、3ページ、歴史的建築物の景観的評価の考え方ということでございます。こちらにつきましては、5月15日の第85回都市景観審議会でも中間報告をさせていただいたところでございます。その後、さらに部会での検討を経まして、今の形にまとまってございます。構成といたしましては、(1) 共通事項、(2) 茅葺民家、(3) 近代建築物等に分けて書いてございます。

(1) の共通事項では、視覚的、単体の評価だけではなく、周辺環境等も含めた評価が

重要ということで書いてございます。

(2)(3)のそれぞれでは、実際に評価作業を行いながら、検討をされてございます。

(2)の茅葺民家の部分でございます。先ほどもございましたように、茅葺、金属葺にかかわらず、高い文化的・歴史的価値を有するものとして評価を進めていくという考え方が述べられてございます。

スクリーン下の写真をごらんいただきますと、左側が、いわゆる茅葺、茅が表に出ているもので、右側が、それに金属の被覆、覆いをしたものでございます。金属葺の定義でございますが、茅葺屋根を金属板によって被覆したもの、覆ったもので、将来的に茅葺に戻る可能性があるものということで、この答申の中では扱ってございます。

茅葺民家につきましては、景観の面、それから、屋根の状態の面、2つの評価軸によりまして、S、A、Bの3段階の総合評価をすることとなっております。

次、茅葺民家の評価例でございます。お手元の資料1-1の26ページから28ページにございますように、実際に現地の調査をして、評価を実施した上で、評価方法をとっていただいております。今回は、304件を抽出して追加調査をし、残存が確認できました292件について、総合評価まで行っております。

個別には、資料1-1の3ページから4ページにございます評価方法によりまして評価をしておりますが、この例では、屋根の状態が茅葺で、B評価、景観的な評価につきましては、7項目中の6項目に該当しているということで「I」、総合評価では「A」という評価結果になってございます。個々の評価結果につきましては、お手元の補足資料1、総合評価別リスト(茅葺民家)のリストをご覧ください。

次をお願いします。

(3)の近代建築物等でございます。資料1-1では、5ページから8ページにかけてでございます。近代建築物等につきましては、遠景の評価、近景・中景の評価、地域文化的評価、建築史的評価の評価項目によりまして、SからDまでの5段階の総合評価を行ってございます。

具体的な評価例でございます。こちらにつきましては、資料1-1では、29ページから30ページにありますように、既存の調査、報告書をもとにいたしまして、632件を抽出しました。今回、残存が確認できました285件について、最終評価を行ってございます。

近代建築物につきましては、5ページから8ページの評価内容によりまして評価しておりますが、スクリーンの例でございますと、遠景の評価は「A」、近景・中景の評価も「A」、地域文化的評価も「A」、建築史的評価は「S」、総合評価で「S」という総合評価になってございます。個々の物件の評価結果につきましては、これもお手元の補足資料2、総合評価別リスト(近代建築物)をご覧ください。と思っております。

次をお願いします。

続きまして、4、歴史的建築物の保全活用のための施策でございます。資料のほうは、9ページからごらんください。また、一緒にお配りしてあります資料の1-2、A3を折り込んだものがございますが、歴史的建築物の保全活用のための施策（解説）につきましては、資料の左側の列が、この資料1-1の答申の本文になってございます。右側の列が、それに対します補足説明ですとか、具体的な施策のイメージなど記載しておりますので、参考にごらんください。

前に出しておりますスライドは、資料1-1の31ページでございます、施策の枠組みの模式図となっております。

それでは、9ページ、(1)指定及び登録制度でございます。

①といたしまして、条例に基づきます既存の制度でございます。景観形成重要建築物等の指定でございます。これを進めていくに併せまして、促進策として支援制度を拡充していく、あるいは、滅失や改変への対応の可能性を広げるための届け出の早期化などについて書かれてございます。

②のほうは、裾野を広げるために、登録制度の創設ということで書かれてございます。これにつきましては、まずは、友の会的なものになるかもしれませんが、お手軽なところから情報提供や相談などにつながりができればというふうに考えているところでございます。

③につきましては、より拘束力が強い景観法に基づきます景観重要建造物制度等の活用ということでございます。また、特に重要なものにつきましては、文化財等の指定等も検討していくこととしております。

続きまして、10ページでございます。

重点地区等の指定ということでございます。周辺環境と一体となった景観形成を地域の合意形成を図りながら進めていくということで、まず、面的な指定ということで、景観法や都市景観条例に基づきます指定のほか、里づくり計画、あるいは文化環境保存区域なども活用しながら、進めていくということで考えてございます。

続きまして、②でございます。都市景観条例に既に規定がございますが、景観上、重要な道路沿い、あるいは、指定した建築物の周囲などを線的・点的に指定していける制度なども、今後、活用していくということが書かれてございます。

③につきましては、景観法の制度活用のためには、景観計画区域の中であることが求められますので、そういった景観計画区域の見直しについても触れられてございます。

続きまして、11ページ。情報の収集・管理・活用でございます。情報の収集につきましては、今回、個別の物件について評価をしてまいりましたけれども、今回の評価対象としていないもの、あるいは、今後、見つかって、発掘されるものにつきましては、その都度、調査、評価をして、データを追加していくということでございます。

データベースの構築・更新につきましては、特に、物件そのものや周辺環境の変化に対

応しまして、定期的な再評価、見直しというのが必要であろうということが書かれています。

データの活用につきましては、行政内部で共有し、具体の支援に活用していく、あるいは、データ分析によりまして、開発圧力などの取り組み優先度の高いものを抽出したり、あるいは、修理履歴など、個別物件の情報管理にも活用できればということで書かれています。

情報の発信につきましては、所有者等の合意を得ながら、最新のメディア等を活用して、情報発信などに、そのデータを活用していくことが書かれています。

続きまして、12ページから、保全活用のための支援の部分でございます。

①の技術的支援でございます。こちらにつきましては、専門家のアドバイス、特に、初動期につきましては、無料相談などの対応が必要ではないか。あるいは、さまざまな事例の収集や発信、耐震や防火について、より手軽な診断基準や改修指針などができないか、あるいは、建築基準法の緩和など、法制度の活用について書かれています。

②の経済的支援でございます。こちらにつきましては、いわゆる助成制度などございますが、適正な管理や耐震化も含めました助成制度の拡充を図っていく必要があると。あるいは、税制、融資といったものも検討していくのが望ましいということで書かれています。

③はマッチングの支援ということで、こちらにつきましては、持つ人と使う人のマッチングの仕組みづくり、既存の取り組みなども支援をしていく、あるいは、空き家など、ストック対策や産業振興施策との連携による活用促進などについて書かれています。

④の担い手支援、こちらにつきましては、クラウドファンディングなどを活用しながら、民間の資金調達を支援していく仕組み、あるいは、既に実施しております民間イベントに対する助成を進めていく、また、学校教育の充実や地域の取り組みの支援、担い手育成なども進めていくことが書かれています。

⑤のその他の支援でございます。金属葺から本来の茅を見せる改修などに対する支援、あるいは、伝統材料のストック、再利用、特に、茅葺につきましては、茅場の確保、そういったもの、それから、農村地域での進め方について書かれています。

資料1-1の32ページのほう、一番最後のページでございますが、こちらについて、指定登録制度と支援策のイメージ図ということで掲載してございます。これは、(1)の指定登録制度と(4)保全活用のための施策との関係を示したイメージ図でございますので、参考にごらんください。

続きまして、14ページ、(5)施策の推進体制でございます。

まず、総合窓口の設置ということで、例えば、住宅の総合窓口であります、すまいるネットのような総合的に相談を受ける窓口というのを設定していく必要があると。②のところで、既存の取り組みの団体も含めまして、さまざまな主体で支援のネットワークを構築

していく。③のところでは、連携強化を図りながら、役割分担をしつつ、市の推進体制を充実させていく。④は、啓発効果も含めまして、ふるさと納税などを活用しながら、財源を確保していくといったことが書かれてございます。

15ページにつきましては、今後の展開ということでございます。まずは、現行制度で手をつけられることから、データベース化や総合窓口の設置にも取り組んでまいります。併せまして、制度の改正ですとか、景観計画の変更等も早急に検討していく。また、その他の項目についても、計画的に推進していくべきだということが書かれてございます。

最後、資料1の1の17ページのほうからは、参考資料ということをつけてございます。7の補足資料につきましては、先ほど御紹介してございますが、それ以外に、諮問書、審議経過、委員名簿、条例及び審議会規則の条文につきまして、掲載をしてございます。

それから、お手元の参考資料1につきましては、景観法と神戸市の都市景観条例ということで、答申の中に出てまいります景観法、あるいは条例に基づきます建築物や地域の指定制度などの関連条文を比較整理したものでございますので、参考にごらんください。

資料の説明については、以上でございます。

○三輪会長 はい、ありがとうございました。それでは、以上の答申案についての御説明をいただきましたが、今、再び、両部会長様から、何かもし補足がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○山之内部会長 そうしましたら、少し部会の中で出た議論のことを補足させていただきます。

まず、茅葺部会のほうですけれども、評価方法の検討に際してですが、これは当然、平成27年に全棟調査を行ったということ、先ほど報告させていただきましたけれども、それに先立って、前回、平成6年の段階での答申時の全棟調査を、もちろんベースに調査を行ったわけですが、平成27年の全棟調査の段階では、大通りや枝道からの視認性を中心とした調査、それから、屋根の状態のチェックということを中心的に調べていきまして、中景の評価項目としては、特に、屋敷構えという視点が入っていなかったということがございました。

ところが検討していく中で、伝統的な農村景観の構成要素として、茅葺民家を取り巻く付属屋ですとか、生垣、石垣といった、そういった外構ですね。外回りの果たす役割というのは非常に大きいと考えられるということから、茅葺民家の保全が究極的には伝統的な農村景観の保全を、全体を目的としているということをお案しますと、屋敷構えも評価項目に入れるべきであろうということで見解が一致しまして、追加調査を行うことになった次第です。ですので、当然、屋敷構えの構成要素も、茅葺民家に附属するものとして、保全の対象となっていくという、そういう認識で調査に臨んでおります。

それから、茅葺民家が多く集まる地区ですとか、あと沿道に多く立ち並ぶ場所を地区指定するというような保護の施策を打つべきではないかという目で調査をしております。一

日かけて、部会の委員の先生方と一緒に、北区の現地も実際に見て回るなんていうことも行っているのですけれども、結果的に見ますと、京都府の有名な美山町のような、ああいふ群として一目で認識できるような集中の仕方で茅葺が残っている場所というのはほぼなくて、むしろあちこちに点在している状況なんですね。

茅葺民家については、神戸市の場合は、群としての景観的な評価というよりも、むしろ全景や背景に広がっている景色と一体となった農村景観としての価値の評価が先に立つであろうということ、そういった考え方から、特に、地区指定をして保護するのであれば、茅葺として特化して提案していくよりは、むしろ、もう一段階大きな枠組みで、農村景観、農村集落の景観と一体となった全体を保全していく仕組みとして、地区指定なりの制度を考えていくべきだろうという結論に、部会の中では至っております。

ですので、この答申案の中では、茅葺に特化して、このエリアを茅葺の保存エリアとすべきとか、そういう形の施策の提案にはなっておりません。その考え方については、今回、ちょっと見送ることになりました。

それからあと、保存活用の施策に関してなんですけれども、まず、前提としまして、景観施策を考えていく上で、茅葺の維持を支援して、また、金属葺を茅葺に戻していくというようなことを推奨していくためには、茅場の確保ですとか、安定した仕事の供給による職人の確保ですとか、そういった背景の整備が非常に重要であって、安心して茅葺屋根を所有者が持続していける仕組みをつくっていくことが何より重要でありまして、今、それが成り立っていないことが非常に大きな問題だという認識しております。この状況の改善が非常に重要であろうということを確認した次第です。そのあたりの支援をする必要がありますし、その供給の仕組みが確立するまでの間は、少なくとも金属葺の状態で保護すること自体も、維持すること自体も、積極的に、やはり、力を入れていかないといけないであろうということも議論の中で出てきております。

さらに、茅葺民家の保全というのは、居住者が農村での生活を今後、どうやって成立させていくかということが非常に重要な課題として、まず、バックグラウンドにあります。建物の葺きかえとか維持という、そういう即物的な問題だけでは解決し得ないことであることは明白なわけですね。ですので、所有者への活用の提案ですとか、あるいは、移住を希望している方への住まい方の指導、マッチングの話も先ほど出ておりましたけれども、それも含めて、総合的で、多面的な支援が必要であろうということですね。そのための相談窓口が必ず必要であるというような、そういうような議論が部会の中で出されました。

当然のことですけれども、それに伴って、行政の側もさまざまな部局ですね。景観や文化財の部局だけではなくて、農政部局であったり、観光の部局であったり、地域振興関係ですね。さまざまな部局の協力体制を築くことが非常に重要であろうということが議論の中で話題に上がったということで報告させていただきます。以上です。

○三輪会長 ありがとうございます。

中江部会長さん。

○中江部会長 では、近代建築グループのほうについて、ちょっと補足をさせていただければと思います。

まず、評価につきましては、先ほど、評価対象とするものについては、既に歴史的なものについて、一定の評価があるものということで申し上げましたけれども、実際の作業としましては、対象とする建築物について、まず、300件ほどを一次評価で拾い上げて、さらに、それを細かく見ていくというような作業を行っておりまして、前に評価シートが一部出ておりますけれども、細かい評価指標を結構つくりましたので、事務局のほうには大変な作業をしていただいたのですが、その作業をしていただいたおかげで、順調に評価を進めることができました。

一応、書面上、歴史的なものは非常に多いものですから、書面上での、まず評価であったんですけども、当然ながら、評価の、これをどう評価するのかという評価項目の扱い、あるいは、その建物そのものをどう評価するかという議論になった建物もございますので、それらについては、実際に現地に行って、追加調査を行うということを行いました。ただ、非常に、時期的に夏の炎天下の時期になりましたので、これ、御同行いただきました部会委員の先生方に、本当に大変暑い中での調査で、そちらも非常に大変だったかなと思っております。

部会の中で、幾つか議論になった点でございますけれども、まず、どう評価するのかというときに、結構最近、市民の方がいろんな活動で、近代建築をお使いになられている、あるいは、積極的に残そうという活動をされているということをどう評価するのか。評価指標に載せるのかどうかということで、最初、議論を行いました。一旦、それは評価としては分けて、評価は建物、あるいは、その景観の状況によって評価をし、そうした市民の活動については、施策でフォローアップしていったらどうかということで、そこを分けて議論していくということで進めました。

先ほど、茅葺のほうでもいろいろ議論になったということで共通する部分もございますけれども、今、申し上げた活用についてどうするかというのが、近代建築の場合、非常に大きなファクターになってまいります。それについては、先ほど、具体的な中身の説明のところ、施策の説明がいろいろございましたが、市民が頑張っただけで残そうとしていこうということについてのフォローアップとして、まず、登録制度の創設ということで、こちらが指定するだけではなくて、ものすごく素晴らしいというわけじゃないんだけど、ある一定の評価が十分できるものについては、市民がそれを登録していきましょうということにつなげるということも重要ではないかということで、今回、ご提案申し上げているところでございます。

また、そういう近代建築をどういった人が使ってくれるのかということ考えた場合に、結構、若いデザイナーとかクリエイターの方、あるいは、企業家の方とかがそういったも

のを好んで入ってこられるということがございますので、そういったものを産業振興とつなげていけるといいのではないかと、そういったことで他部局との連携等をここでぜひお願いできたらということを入れてございます。

あるいは、住宅が今回、たくさん挙がってございますが、これらにつきましては、今後、活用というよりは、むしろ住み続けていただくということが、残していくためには重要であろうということで、それらについても、技術支援のほうでフォローアップしていただく等のことをできれば、どんどん進めていただければということで、文言として盛り込ませていただいております。

これらについては、単純に景観施策というよりは、空き家対策とかも含めた住宅施策等にも結びつくということで、総合政策のところでも連携をとっていただければというふうなものでもございます。

また、先ほど、企業家の方等が近代建築等に入られるということも申し上げましたけれども、そういった方につきましては、資金調達というのが今度、新たに問題になってきますけれども、他都市の事例で、例えば、町家について、古い町家をどう、使っていきたいと思いますという、例えば、カフェにしましょうとか、何かデザイン事務所にしましょうといったときに、古い建物ですと、なかなか融資とかの対象になりにくい。そういったものに対しては、歴史的な建物としての評価、あるいは、構造的にちゃんと大丈夫ですよと、そういった部分の評価をしてあげることによって、一つのカルテみたいなものをつくることによって、融資が受けられる、受けやすいようにしてあげると。資金そのものを直接、助成することはできないまでも、そういった制度としてどんどん資金調達ができるようなフォローアップも考えていってはどうかということで、後ろの担い手支援等の施策の議論で、そういったアイデア等もございました。

ちょっとここまで踏み込めるかという議論、アイデアではございましたが、例えば、海外の事例ですと、市民は、歴史的な建物とか博物館等の文化施設、そういったものについては、無料で入れるとか、そういったことによって、どんどんそういったまちの中にある歴史的なものの資源ということを知っていただくと、そういう周知の仕方、広報の仕方もあるのではないかとアイデアもございました。

あと、我々が作業する中で一番の、ちょっと大変だった部分は、前回の評価が平成6年だったということで、大分、間が開いたということがございました。歴史的な評価の視点もふえてまいりまして、あるいは、当然、災害等も間に入ってきたりということもございますので、評価を行っていく時間、タイムスパンにつきましても、今後は、もう少し短い間隔で評価をしていただけると、評価項目の継続性ととも、そういったもののアップデートな施策に対応できるということもあるかと思っておりますので、ぜひ、評価の仕方についても、今後、継続性を持つためにも、定期的な評価を行っていただければなということで、文言を加えさせていただきます。

補足としては、以上になります。

○三輪会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問等をお伺いしたいと思いますのですが、いずれでも結構でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

○山本委員 私自身、神戸市北区選出なので、市議員をやらせていただいているんですけども、リストを見せていただきました。ほぼ、9割以上が、西区も一部見られるんですけど、北区が非常に茅葺民家が多いということは、この表からもわかるんですね。

よく、私も、神戸市民の方、他都市の方も話しする機会があって、神戸のイメージというと、どうしても近代建築の北野とか、海に面しているんで、そういうイメージが多いんですけど、私はやっぱり、これまで行政、もう少し里山とか茅葺民家のほうにも力を入れていくべきだと思っています。

その中で、やはり財源の確保という話もあったんですけども、ここ14ページに書かれているように、ふるさと納税の活用のほかにも、いろいろ検討していく必要があるんじゃないかと思っております。

その中で、質問させていただきたいんですけども、まず、このレジュメの9ページと12ページ、見ていただきたいんですけども、保全活用の方針の全体については、私も非常に共感いたしますし、ぜひ、議会としても進めていきたいなと思っているんですけども、9ページの、例えば、景観形成重要建築物等の指定のさらなる推進ということで、いろんな、例えば、登録制度の創設であったりとか、12ページの経済的支援ということを書かれているんですけども、その中身について、これまで維持管理することが難しかった個人の方に、維持管理を補助します、助成します、そして、耐震改修などを助成しますということが書かれているんですけども、そのほかに何かメニューとか考えていることがあれば教えていただけないでしょうか。

○三輪会長 はい。これは事務局のほうからございますか。

○西課長 まず、大きく言えますのは、今回の答申をいただいて、大きな方向性なり、いろんなアイデアを私ども頂戴しましたので、これを受けて、次の段階として、具体的な施策なり、体系をつくっていこうというような段階にございます。

ただ、景観形成重要建築物につきましては、既に、景観助成という制度を持っておりまして、最大500万円、3分の1という助成がございます。これまでの件数をふやしていくということになれば、この枠自体もやっぱりふやしていかないといけないのかなとか、そのための財源をどうするかといった問題は確かにございますが、そのあたり、今後、検討していきたいというふうに考えてございます。

○三輪会長 はい、どうぞ。

○山本委員 ありがとうございます。

あと、もう1点なんですけども、1ページの中段以降、書かれている歴史的建築物を残していくためには、単なる保全ではなく、建物を有効に活用することが不可欠であり、その担い手となる市民や民間団体等とともに社会全体で支えていくための新たな仕組みを構築する必要があるということは、私、本当に共感しているんですね。

例えば、中山間地域と政令指定都市の神戸の西区というのは、里山あるんですけども、若干、ニュアンスが違うんですけどもね。例えば、徳島県の三好市なんか、もうこちらは中山間地域なんで、また、神戸市とは形態は違うんですけども、これまで過疎化が進んでいまして、茅葺民家を7～8施設を再生して、観光客とかそこに滞在していただく施設としてリニューアルして、そういう徳島県の三好市、祖谷地区はやっているんですけども、これからそういった保全だけじゃなくて、やっぱり観光とか、先ほど話があったカフェとか、そういう新たな展開に持っていけるんじゃないかなと私は考えています。地域の活性化や農村地域の活性化も含めて。そのあたりの当局の考え、方向性をお聞かせいただけますか。

○西課長 大きく農村地域の活性化ということになるろうかと思います。このあたりは、まず、実際に農政部局のほうで既に取り組みをしてございまして、茅葺だけではなくて、民家を活用できるような道筋とか、あるいは、それに対する助成と、そういったものが一部ではスタートしてございます。

私どももそれと連携する形で、今回、景観上、重要な建築物もそこに入れ込んでいくと。さらに、一番重要なのは、やはり、それをそういう使い方をしてくださる人をうまくマッチングしていくというのがとても重要ですし、それを地元のほうでも受け入れていただく必要があります。

このあたり、村のいろいろな文化とか、そういったものをきちんと理解していただかないと、新しい力って入りにくいということも聞いてございますので、そのあたりも、先ほどから話が出ておりますように、全庁的に横断的な協力体制を築いて、入っていききたいというふうに考えてございます。

○三輪会長 どうぞ。

○山本委員 今、課長の話、十分理解できましたんで、ぜひとも進めていただきたいなと思います。以上です。

○三輪会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ほかにどうぞ。はい、どうぞ。

○清水委員 茅葺の件ですけど、今の話に関連して、いかに活用していくかということなんですけど、今現在、どういう活用をされているかという例があれば、教えていただきたいということと、来年から民泊新法がスタートすると思います。そうすると、登録だけで事業をスタートすることができるので、その地域一体とかというよりも、個人でビジネスがスタートできるようになると思うんですね。そういったときのその地域というか、全

体のコーディネートというか、ネットワークというか、考え方というのをちゃんと知らせておくべきなのか、それとも、そういうのは、もう自由で、それぞれスタートしてもらったらいよいよというふうな考え方にするのか。神戸市さんがその民泊にどういう条件をつけていくかということにも絡んでくると思うんですけども。

それと、昔の考え方であれば、グリーンツーリズムという枠もあると思うんですね。民宿をやるということも、古くから農村の活性化に使われていたことだと思います。ただ、民宿をやるよりも、民泊をスタートするほうが楽になってくるということから、そういった考え方で、他人に貸したりとかということスタートされる方も出てくるのかなというふうに思います。

そのあたりはどのようなふうになっているか、教えていただけますでしょうか。

○金森係長 民泊の利用は可能かということだと思いますけれども、おっしゃるような制限などが付加されております、法律の施行が平成30年6月になっております。それまでに、詳細は条例のほうで決めるということになっておりますので、条例のほうで、また細かく決めていきたいなと思っております。

また、先ほど西が言いましたように、まちのルールといいますか、当然、地元の皆様には十分、調整した上で行っていくことも重要だなと思っておりますので、ということで考えております。

○三輪会長 はい、どうぞ。

○清水委員 ありがとうございます。

そういったときに、企業を使って、活用という話もありましたけれども、今、シェアリングエコノミーで、いろんな企業が出てきて、各地域と一緒にあってそういった農村地域の開発とか行っているの、そういう策もあるのかなというふうに考えます。

それと済みませんが、ちょっと別件ですけど、今の茅葺なんですが、エリアとして、なかなか群として保存していくのは難しいという話があって、農村景観としての価値を見たいということなんですけれども、ということになると、生業である農業というのを、いかに守っていくかということにもなってくると思うんですね。農業が守られないと、やはり、農村景観も守れないということから、そういったことなんかも考えていらっしゃるかどうかということをお聞きしたいと思えます。

○三輪会長 はい、どうぞ。それについて。

○岩橋局長 神戸市は、他の政令市に比べて、非常に農地面積を持っておりますし、この神戸の成り立ちとしても、かなり農業というのは占めています。先ほどからご議論のあります茅葺民家というのは、農村のある神戸市で、都市計画でいうと、市街化調整区域に多数ありまして、その活用というのは非常に難しい部分がございます。

民泊の話に少し触れますけど、民泊も、やっぱりそういうことに使っているのかどうかというのは、地域の方の声もありますし、そういう用途として、やっていくかどうかとい

うのは、やっぱり地域の理解がないとできないと思っていますので。民泊新法に対応するような条例は、もちろん検討していくんですけども、それと合わせて地域理解というのが必要なかと思っています。

その神戸市の3分の1くらいが大体、農地というか、そのエリアなんですけど、その中で、そこをどうしていくかというのは神戸市の大きな課題でありまして、その調整区域というのは、新しい家が建つとか開発を認めていないものですから、人口は高齢化して、減ってきています。そこを活力あるまちにするために、里山ぐらしとか、調整区域の活性化というのは別途取り組んでいるところなんです。

そういうところで、にぎわいとか、その地域の人が活力あるような、開発して人を集めるというのではないけれども、そこに活力のある人口を一定数、定着していただく、移住していただくような、そんな施策を今、合わせてやっております。

○三輪会長 よろしいですか。

それでは、そのほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。お願いします。

○古澤委員 済みません、教えていただきたいんですけども、茅葺とか古民家をピックアップして調べられたという、もともとのデータベースというのは、何から来ているのでしょうか。

例えば、道を歩いていて、すごい雰囲気があるすてきな、こういうのを残しておいてほしいと思うのがあったときに、そういうのは個人からの申告みたいなものによるのでしょうか。それとも、誰かがそれを見つけて、登録するという、そのもともとのデータベースというのはどうなっているのかなとちょっと思ったので、教えていただきたかったんですが。

○西課長 まず、茅葺民家については、もう見ればわかりますので、神戸市内で、もちろん、実は発見できてないものもあるのかもしれませんが、基本的に、目につくところの全数調査をいたしました。

実際にこれは、平成2年、平成6年と過去にも何度か調査をやっております、それをベースに、今回、新たに見つかったものもございましたけれども、800棟余りを全部調査させていただいたということがございます。

近代建築物につきましては、確かにものすごく数があります。今回、最終の評価をしていただいたのは300棟ということなんですけど、もとになっておりますのは、兵庫県や神戸市がこれまでやってきました調査報告書をベースにしております。

例えば、兵庫県の近代化遺産といったものが、2006年、兵庫県調査でございますし、神戸市においては、ちょっと古いですが、1990年に神戸の近代洋風建築といったものを調べてございます。そのあたりのリストから現存するものを確かめて、評価の対象にしたというような経緯でございます。

御質問の趣旨として、例えば、1990年の神戸市の調査をどうやってやったのかということですが、もう恐らく手当たり次第といえますか、当時ですと、建築士会とか、そのあたりの専門家の力も借りながらやっていると思いますが、非常に膨大な数になってございまして、今回、再評価していただいた調査の中では、これが挙がっていないのはなぜというようなものもありましたし、逆に、これはどうしてここに入っているんだろうというものもございまして、何分にも母数が多いので、そういった手がかりを使って、今回は調査をさせていただきました。

○古澤委員 例えば、私が歩いている、とても雰囲気があるから、これは残しておいてほしいと思うような家や、何か建物があつた場合、そういうのを何か登録していただけるという、そういうシステムというものはあるのでしょうか。

○西課長 登録ということでは、今、御提案をいただいています、登録制度がそれに当たるかなと思います。もし、そういうものが上がってくれば、別途、これを調査いたしまして、例えば、建築の履歴であるとか、今回、景観上、どういうふうに見えるかというのを子細に評価をしていただく仕組みは提案いただきましたので、それを使って、簡単に言うと、点数をつけさせていただく。それが非常にいい点数がつけば、景観上のそういう指定の建築物になる可能性はありますし、所有者の方の御了解が得られれば、そういう登録制度に乗っけていくというようなことになろうかと思えます。

いずれにしろ、登録制度、今、これからつくりますので、そういったこともうまくいくような仕組みにしたいというふうに考えております。

○古澤委員 ありがとうございます。

○三輪会長 はい、じゃあ、どうぞ。お願いします。

○藤本委員 教えていただきたいんですけども、今回の調査及び御検討に、本当に敬意を表したいと思えます。

15ページの最後の、今後の展開についてというところで書かれておりますけれども、景観形成重要建築物等というのと、景観重要建造物制度というのがありますね。条例でいくと、この上のほうの、景観形成重要建築物等になって、景観法を使うと、景観重要建造物制度ということになるかと思うんですが、担保性ということが2ページに書かれていますが、その違いのところと、将来どういうふうになるのか、全く名前を変えていかれるのか、それとも、段階的に幾つか制度をつくられるのか、どういうイメージかというところを教えてくださいましたらと思えます。

○三輪会長 お願いします。

○柏木係長 景観重要建造物と景観形成重要建築物等の違い、あるいは、今後、段階的なものをどうしていくのかということですが、一つ、お手元にご覧いただけます参考資料1というA3判の資料がございます。こちらが、景観法に基づきます景観重要建造物の制度と条例に基づきます景観形成重要建築物等の制度の比較をしたものでございまして、

担保性でいきますと、景観法に基づきますのは、現状変更に対して許可が必要だということで、例えば、条例に基づきます景観形成重要建築物等であれば、それは届け出の制度になる、こういった違いがあるということでございます。

ちょっと名称が紛らわしいとか、いろいろそういうお話もあろうかと思えます。新たに、また登録の制度、もうちょっと緩やかな制度も設けようということでもございまして、こちらにつきましても、今回、答申をいただいた後に、具体的な制度設計を進めてまいりたいと思えますので、場合によっては、そういった名称の整理みたいな話も含めて検討させていただくことになるのではないかと考えてございます。

○藤本委員 これからの検討というところで。わかりました。

○三輪会長 よろしいですか。参考資料1を読んでくださいということです。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○室崎委員 ぜひ、このいろんな建物が使われながら残っていくといいなというふうに思うんですけれども、何に活用されるかということによって違ってくるとは思うんですけれども、恐らく、こういう対象になっているものというのは、例えば、段差が多かったりとか、それなりにバリアがあるという建物も多いと思うんです。

用途によっては、不特定多数の人ができるだけたくさん入っていただくというような用途に使うということも十分考えられると思うので、先ほどの話でいくと、少しでも多くの市民の方がそういうものに触れ合っていただくということも、やはり、重要だと思いますので、経済的支援の中には、耐震とかそういうことは入っているんですが、例えば、そういうバリアフリー化だったりとか、そういうことに対しても、やはり、景観を損なわないバリアフリーのデザインみたいなものをして、スロープもどうつけるかとか、それも含めての景観として、神戸市さん、そういうのも配慮して、景観も守っているねというのが見られるといいなというふうに思えますので、例えば、技術的なところでのアドバイスですとか、実際にそれを積極的につけていくというところの資金みたいなものも、ぜひ積極的な支援というのがいただけるといいなというふうに思えますので、ぜひ、御検討いただけたらと思います。

○三輪会長 はい。その質問について、何かあれば。

○西課長 御意見、ありがとうございます。今回の調査対象は、近代洋風はいろいろでしたけれども、特に、茅葺はほとんどは民家ということで、アンケート調査によると、大体7割、8割の方が、そのまま使い続けたいというふうにおっしゃってございまして、用途としても母屋で使っていらっしゃる、まだちゃんと住んでいらっしゃるという方がほとんどなんです。

それでいきますと、住宅用のバリアフリー改修助成なんかは、うまくマッチングできるんじゃないかというふうに思っておりますし、今、御提案いただいたように、景観上もう

まくやるといったことについては、そういういい事例をたくさん集めて紹介していくような仕組みを、この情報収集の中でやっていけたらいいなというふうに思っております。ありがとうございます。

○三輪会長 はい、どうぞ。

○長町委員 今回の室崎委員のお話の続きで、例えば、照明とか電気とか設備に関しても、近代建築も茅葺も、非常に生活がしにくい、活用しにくいというのが現状で、でも、技術が非常に進んでいまして、電気の線を通さなくても電気を制御できたりとか、今はできていますので、そういう意味で、新しい、茅葺とか近代建築が活用しやすい技術みたいなものもデータを集められて、お教えするような仕組みを持っていただくといいんじゃないかと思います。意見です。

○三輪会長 はい、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問と、それから、幾つかアドバイスを頂戴いたしました。基本的には、この今日の答申案について御賛同いただけるような御意見だったかというふうに思っておりますので、このまま、少し、またこの案のとおり進めさせていただきまして、次回の審議会で、本答申ということについて、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○三輪会長 それでは、次回の審議会で、これについて答申をさせていただきたいと思います。

それでは、部会の山之内部会長様、中江部会長様、本当にこれまでの御審議をおまとめいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、ここで御退出ということで、ありがとうございました。

(山之内部会長、中江部会長 退室)

○三輪会長 それでは、次に、議事の2に移ります。

景観アドバイザー専門部会審議結果でございます。

現時点で、非公開とすべき案件がありましたら、事務局からお願いいたします。

○西課長 本日は、前回、ことしの5月に開催いたしました審議会、それ以降の御報告の案件を用意してございます。9件ほどございまして、うち、デザイン協議成立したものが5件ということですが、非公開案件はございません。

○三輪会長 それでは、事務局から、個別案件の御報告をお願いいたします。

○柏木係長 着席のまま、失礼いたします。

前面のスライドのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、1件目でございます。(仮称)ソフィットBL様邸新築工事でございます。

平成29年4月28日に計画段階のデザイン協議、6月23日に設計段階のデザイン協

議、7月28日に協議が成立してございます。こちらにつきましては、前回5月の審議会で計画段階での御報告をさせていただいているところでございます。場所につきましては、兵庫区の出在家町2丁目でございます。中央卸売市場の本場から高松線沿いに、少し南におりたところでございます。南北2面が道路に面した敷地となっております、都市景観条例に基づく兵庫運河周辺都市景観形成地域の区域内となっております。計画は、8階建ての共同住宅です。

計画段階では、意見交換の内容を踏まえた神戸市からの意見として、駐車場を含む外構計画について、まちから建物を見るというスタンスで、景観に配慮した検討をしてください、外壁の色彩計画や照明計画について、周辺と調和するような検討をしてください、といったことをお伝えし、設計を進めていただきました。

設計段階では、北側、南側ともに敷地の緑化を検討してください。南面においては、夜間は駐車場が暗くなることが予想されるため、照明計画の検討をしてください。外壁の色彩について、白色部分の明度を落とすこと、白と黒とのコントラストを小さくすることといったことをお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て、協議が成立いたしております。

続きまして、2件目、(仮称)ワコーレ中央区楠町5丁目新築工事でございます。

こちらは、平成29年5月26日に計画段階のデザイン協議、8月25日に設計段階のデザイン協議、9月29日に協議が成立いたしております。場所につきましては、中央区楠町5丁目、JR神戸駅の北側、中央体育館の西向かいにございます。景観法に基づく景観計画区域、神戸駅・大倉山都市景観形成地域にございます。計画は、14階建ての共同住宅でございます。

計画段階では、意見交換の内容を踏まえた神戸市からの意見として、周辺の緑豊かな環境に配慮した植栽計画を検討してください。建物の顔となる東側立面において、デザイン要素に配慮してくださいといったことをお伝えし、設計を進めていただきました。

設計段階では、通行者の安全に寄与しつつ、落ちついた印象の夜間景観を演出するような照明計画を検討してください、通りの景観に配慮した舗装や外構計画、及び植栽計画を検討してください、といったことをお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て、協議が成立いたしております。

続きまして、3件目、布引町TAKAI B.L.D新築工事でございます。

平成29年5月15日に計画段階のデザイン協議、6月23日に設計段階のデザイン協議、7月19日協議成立となっております。場所につきましては、中央区布引町2丁目、フラワーロードと山手幹線の交わります交差点の角に立地する敷地でございます。景観法に基づく景観計画区域、税関線沿道都市景観形成地域にございます。計画は、10階建ての店舗・事務所付共同住宅となっております。

計画段階では、意見交換の内容を踏まえた神戸市からの意見として、大きな交差点に面した視認性の高い立地にあることを考慮し、近景・中景でシミュレーションを行った上で、

外壁色彩の明度差、カーテンウォールの色彩と照明の色温度、建物上部のデザイン等について検討を行ってください。外構の設計に当たっては、歩道舗装との連続性、植栽の設置など、通りのにぎわい形成に寄与するよう検討を行ってくださいといったことをお伝えし、設計を進めていただきました。

設計段階では、計画されている屋上広告物について、建物のボリュームや周辺の町並みとバランスのとれた大きさとしたり、建物本体とデザインと調和した壁面広告物とするなど検討してください。外壁の色彩は、明度差を縮小することで、よりコントラストを小さくするよう検討してください。デザインの基調であるアールを際立たせ、建物全体として軽やかな印象となるよう、1階部分の外壁の素材及び色彩について検討してください、といったことをお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て、協議が成立しております。

続きまして、4件目、(仮称) F J シーサイドレジデンス塩屋でございます。

平成29年5月15日に計画段階のデザイン協議、7月28日に設計段階のデザイン協議、8月17日に協議成立いたしております。場所は、垂水区塩屋町1丁目、J R 塩屋駅南側の国道2号沿いでございます。景観法に基づく景観計画区域、須磨・舞子海岸都市景観形成地域でございます。7階建ての共同住宅の計画となっております。

計画段階では、意見交換の内容を踏まえた神戸市からの意見として、外構計画に当たっては、プランター等の植栽の位置、及び床の材料や色彩に配慮してください、照明計画に当たっては、器具の選定や色温度の低いものを採用するなど、温かみのある夜間景観の形成に配慮ください、といったことをお伝えし、設計を進めていただきました。

設計段階では、外構計画に当たっては、円形のプランターを設置する等、国道からの緑の見せ方について検討してください。また、1階国道側については、樹高の高い木の植樹を検討してくださいといったことをお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て、協議成立いたしております。

続きまして、5件目でございます。(仮称)三宮神戸市役所前ビル新築工事でございます。

平成29年5月26日、計画段階のデザイン協議、10月23日、設計段階のデザイン協議、12月5日に協議成立いたしております。お手元の資料では、12月、協議成立予定となっておりますが、12月5日に協議が成立しているところでございます。場所につきましては、中央区八幡通4丁目、市役所1号館の東側、フラワーロードを挟んで少し行ったところでございます。こちらは、大規模建築物等の届け出に係るものでございます。建物は、14階建てのホテルの計画です。

計画段階では、意見交換の内容を踏まえた神戸市からの意見として、建物上部の屋外広告物を設置する場合は、計画地周辺にオフィスや住宅が多く立地することを踏まえ、地域の機能や生活に対する影響を極力抑えるよう屋外広告物の大きさや照明を必要最小限のものとするとともに、建物壁面に切り文字等で設置するなど、計画建物を含めて、周辺の町並みに調和するように検討してください、沿道のにぎわいづくりに寄与するよう、植栽の

設置及び歩道との舗装の連続性等、建物の足元周りのしつらえについて検討してください、建物北立面について、緑豊かな北側の神社越しに周辺からの視認性が高いことを考慮して、デザインしてください、といったことをお伝えし、設計を進めていただきました。

設計段階では、屋外広告物は必要最小限の大きさとなるよう検討してくださいといったことをお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て、協議成立いたしております。

続きまして、6件目、合同会社プライド様レジデンス新築工事でございます。

こちらは、平成29年5月26日に計画段階のデザイン協議、8月9日に設計段階のデザイン協議、9月28日に協議成立となっております。場所につきましては、中央区元町通4丁目、花隈公園の南側、元町商店街のアーケードに面した敷地でございます。神戸元町商店街景観形成市民協定の区域内でございます。計画は、12階建ての共同住宅で、1階に店舗が入る計画となっております。

計画段階では、意見交換の内容を踏まえた神戸市からの意見として、商店街のにぎわい形成に寄与するものとなるよう、建物外壁とアーケード取り合いについて配慮してください、また、アーケード下の壁面が圧迫感を生じないように、壁面のデザインに配慮してください、外壁色彩の選定に当たっては、誘導基準に適合させるとともに、色彩相互の明度差が大きくなるように配慮してください、町並みに対する潤いを確保するため、商店街側の外構や住宅エントランス部及びごみ置き場付近への緑の配置を検討してください、といったことをお伝えし、設計を進めていただきました。

設計段階では、商店街側の低層部ファザードについて、色数を抑えたシンプルなデザインとするとともに、壁面に凹凸をつけて彫りの深さを演出するなど、全体として圧迫感の軽減に配慮してください、高層部の外壁について、色彩相互の明度差を小さくし、色数を抑えることで町並みに煩雑さを与えないように配慮するとともに、全体として明るめの色彩とすることで、既存の町並みになじむ外観となるよう検討ください、エントランスへの商店街側アプローチ部やごみ置き場付近への植栽帯、プランターなどによる緑の配置について検討ください。商店街側の低層部において、夜間も質の高い暖かみのある町並みが演出できるような壁面照明を検討してください、といったことをお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て、協議成立いたしております。

続きまして、7件目、(仮称)神戸市中央区八幡通4丁目計画新築工事でございます。

平成29年6月23日に計画段階のデザイン協議、10月23日に設計段階のデザイン協議、11月30日に協議成立となっております。場所につきましては、中央区八幡通4丁目、小野八幡神社の境内でございます。こちらにも、大規模建築物等の届け出に係るものでございます。計画は、地上19階、地下1階建ての共同住宅で、1、2階に社務所、敷地の西側の端に神社の社殿ができる計画となっております。

計画段階では、意見交換の内容を踏まえた神戸市からの意見として、建物のボリュームや配置、外構の設計に当たっては、地域とのかかわりが深く、長年にわたって親しまれて

きた神社の境内に立地することを踏まえ、緑豊かで空間的ゆとりのある現在の構えを可能な限り残した計画となるよう配慮してください、といったことをお伝えし、設計を進めていただきました。

設計段階では、現在の参道のイメージを引き継ぐため、特に、鳥居周辺は可能な限り緑豊かな外構計画となるよう検討してください、住宅棟の低層部北面及び西面について、参道及び神社に面することを踏まえ、他の面とデザインを切りかえることで、住宅部分と異なる雰囲気的空間を創出するよう検討してください、計画地の歴史を少しでも継承するものとなるよう、現状の樹木は可能な範囲で存置、または移植を検討してください、といったことをお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て、協議成立となっております。

8番目、海岸通旧居留地計画でございます。

平成29年8月25日に計画段階のデザイン協議、10月23日に設計段階のデザイン協議、11月17日に協議成立となっております。場所につきましては、中央区海岸通、旧居留地の南北のメイン道路京町筋と国道2号の角の敷地になっております。景観法に基づく景観計画区域、旧居留地都市景観形成地域でございます。5階建ての自動車販売所の計画となっております。

計画段階では、意見交換の内容を踏まえた神戸市からの意見として、旧居留地の町並みを十分に意識し、違和感を生じないよう建物のボリュームや壁面位置を検討してください、街角広場に十分な面積と開放性を確保することで空間的なゆとりを演出するとともに、建物低層部の解放性確保、高木やプランターの配置など、にぎわい空間を形成するよう配慮してください、立面等のデザインに当たっては、隣接する近代建築物等に代表される彫りの深い意匠や開口部形状等を外装デザインにうまく取り込むことで、周囲も含めた都市空間の高質化にも配慮するよう検討してください、といったことをお伝えし、設計を進めていただきました。

設計段階では、各外壁のシルバーメタリック色や上部外壁のブラックグレー色の大きな壁面の色彩について、旧居留地の景観に対して違和感を与えないよう外装のデザインを再検討してください、街角広場について、旧居留地の玄関口とも言える立地条件にふさわしい空間的な広がりをも十分に確保するとともに、周囲の街路樹等との連続性を意識した植栽を配置して潤いを演出するなど、一般市民も含めた地域に親しまれるにぎわい空間となるよう配慮してください、といったことをお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て、協議成立となっております。

最後でございます。9件目、(仮称)HAT神戸新設校でございます。

平成29年7月28日に計画段階のデザイン協議を行ってございます。場所につきましては、灘区の摩耶海岸通、HAT神戸地区の東の端のほうでございます。都市景観条例に基づくHAT神戸都市景観形成地域でございます。6階建ての小学校及び特別支援学校の新設の計画となっております。

意見交換の内容を踏まえた神戸市からの意見として、植栽計画について、敷地の周辺を囲む植栽等の配置やシンボルツリーの見せ方について検討してください。隣接する公園とのつながりについて配慮してください、外壁色は彩度が高くなり過ぎないように検討してください、外壁のデザイン要素について、整理、検討してくださいといったことをお伝えしております。

以上でございます。

○三輪会長 ありがとうございます。

ここで部会長さんからのコメントをいただくということですが、早退されましたので、事務局から。

○柏木係長 事前にコメントのほうをお預かりしておりますので、御紹介させていただきたいと思います。

今回の案件につきましては、共同住宅の案件が多くなってございます。特に、意見として、よく挙がっている項目としては、外壁の色彩の彩度やコントラストについて、積極的な植栽について、低層部における外構計画や周辺との調和等、空間の演出について、照明による夜間景観への寄与について、サイン計画について、こういった項目が挙がってございます。それぞれ敷地条件などの制約の中、おおむね配慮いただいているところですが、全国展開している企業などの場合、材質や色彩、彩度など、変更が難しいケースもございます。

以上でございます。

○三輪会長 ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました、アドバイザー専門部会の審議結果でございますが、何か御質問なり、御意見なり、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○大井委員 8番の、旧居留地計画の、もう一遍、映像を出していただけますか。

この外観なんですけれども、旧居留地の海岸通9番ということは、一番、角のところですよ、交差点の。一番メインのところ、この壁面というのは、この外観というのは、この色ということになっておるんですか。

○西課長 先ほどの意見のところがありましたように、再検討ということで申し入れをしまして、まだ回答は返ってきていない状況でございます。

○大井委員 見てのとおり、ここって一番一等地の、つい先日まで、モデルルームが建っていて、今日見たときは更地になっておったかなというところで、やっぱりメインのところなんで。お隣も立派な、昔からの旧居留地の建物が建っておりまして、やっぱり、お隣とかの、その辺とは合わせていただかないと、その企業のイメージというのもあるんでしょうけれども、神戸のイメージというのも、やっぱり知っていただかないと。これ、ポルシェって書いてありましたんで、外国の企業だと思えますけれども、やっぱりその辺の

ところはきっちりと言っていたいただいて、旧居留地のイメージに合うような壁面にさせていただくよう、ぜひ、指導していただけたらなと要望しておきます。

○西課長 ありがとうございます。

こういう海外の大手ブランドではよくある話なんですけど、会社のブランドカラーというんですか、そういったもの、なかなか譲ってくれませんが、我々も苦労しているところですが、諦めずに、引き続き、指導を頑張りたいと思います。

○三輪会長 審議会として、意見を頂戴しましたので、事務局のほうで、またどうぞよろしく願いいたします。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、次に、議事の3番目でございます。公共空間デザインアドバイザー専門部会の審議結果について、事務局より説明をお願いいたします。

○西課長 先ほどの景観アドバイザー専門部会は、建築物の計画に係る景観協議の結果でございますけれども、これとは別に、道路・公園など、公共空間の整備につきましても専門家の助言を得る公共空間アドバイザー制度を実施してございます。平成24年に、この都市景観審議会にて御報告させていただきまして以来、制度を続けてございます。

今回につきましても、調整が地元、あるいは関係機関と協議がなったものについて御報告をさせていただきたいと思っております。

○金森係長 それでは、資料3、公共空間デザインアドバイザー専門部会審議結果をご覧ください。

今回、御報告いたします3件について、所在地と工事の概要と、それぞれ記載しております。

案件1、須磨浦アクセス道路・海浜公園整備計画です。

場所は、須磨区須磨浦、アクセス道路の延長が500メートル、海浜公園の面積が0.4ヘクタールの整備です。舗装やガードパイプ等のデザインなどについて、アドバイスをいただいたものです。

いただきましたアドバイスは大きく3点ありまして、一つ目は、多色をランダムに貼る舗装パターン（迷彩柄）は避けてはどうかという御意見をいただきまして、舗装パターンはボーダー柄を採用しております。

2つ目は、環境条件が厳しい海辺なので、傷みにくい材料の選定をとのことで、ガードパイプなどは腐食性の高いステンレスや塗装材を採用しております。

3つ目は、最終的には、須磨水族園付近まで連続するようなプロムナードができればいいなということで、舗装は連続性を意識しまして、須磨水族園付近の舗装の色と近い色を採用しております。

平成29年7月に工事を完成しております。

続きまして、案件2、夢野雪御所線道路新設工事についてです。

場所は、兵庫区湊川町、延長740メートル、幅員が13メートルから21メートルの道路になります。道路の空間デザインにつきまして、アドバイスをいただきました。

いただいたアドバイスは、大きく2つあり、一つ目は、通学路としての歩行機能の確保はもとより、桜の見せ方とボリュームを考え、広場は桜や小学校を含めた観賞場所としてはどうかということで、広場からの桜や小学校への眺めを考慮した整備を行いました。

2つ目は、舗装デザインとしては、広場を感じさせるようなものがないとのことで、小学校の校舎と色調を合わせた茶色系を採用しております。

平成29年3月に工事を完了しております。

続きまして、案件3、デュオこうべ浜の手リニューアル工事についてです。

場所は、中央区、地下街デュオこうべ浜の手になります。平成26年度に、ハーバーランドの玄関口にふさわしいエントランス空間とする観点について、平成28年度には、デュオこうべ浜の手におけるゲートサインのデザインについて、アドバイスをいただいております。

いただいたアドバイスは大きく3つあり、一つ目は、歩行空間では天井を外すなど、空間そのものをしっかりと作り変える、とのことで、天井を外し、部分的に設備が見えるなど、空間に変化をつけております。

2つ目は、エスカレーター上部の天井を撤去し、大きな空間をつくり、自然光と人工光を組み合わせる、とのことで、エスカレーター上部の天井を撤去し、大きな空間をつくり、昼だけではなく、夜間景観にも配慮した空間につくり変えております。

3つ目は、ゲートサインのデザインでは、既存建築になじむサインの設置、とのことで、既存建物や周辺になじむサインといたしました。

デュオこうべ浜の手改修工事は4カ年にわたり行い、平成29年4月に工事を完了しております。

案件の報告は以上となりますが、本日は部会長であります川崎臨時委員より、総括のコメントをお預かりしておりますので、読み上げさせていただきます。

公共空間のデザインであるので、幅広い市民層に受け入れられること、長く飽きがこないこと、周辺景観との調和を原則として、形態、色彩、材質、利用、維持管理などの側面から検討することを基本的なスタンスとしてきました。

須磨浦アクセス道路・海浜公園整備計画の案件では、周辺の自然景観との調和や周辺施設との連続性を意識しながら、色彩、材質や維持管理を考慮したデザインを、夢野雪御所線道路新設工事の案件では、周辺の植栽や建築物との調和を意識しながら、眺望や形態、色彩を考慮したデザインを、デュオこうべ浜の手の案件では、周辺施設との調和を意識しながら、空間、色彩、材質を考慮したデザインとなるようにアドバイスをしたものです。

公共工事を対象とする本専門部会では、計画を変えることができる段階で案件が専門部会にかかれており、これまで専門部会の意見に真摯に対応していただいていると思っ

おりますとのコメントを預かっております。

公共空間デザインアドバイザー専門部会の報告は以上になります。

○三輪会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告について、何か御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にございませんようでしたら、御報告を承ったということにさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の議事は以上でございますが、その他がございます。事務局から、その他について、御説明いただけますでしょうか。

○西課長 その他でございますが、「えき～まち空間基本計画」でございます。これにつきましては、一昨年の秋に都心の新たなビジョン、あるいは、駅前の再整備基本構想等を打ち出しまして、それ以降、基本計画策定に取り組んでまいりました。先日、この中身について公表されましたので、審議会にも御報告をさせていただきます。

今後、この中身を現実のものにしていく、実現していくためのいろいろな制度、手法等について検討してまいりまして、その過程では、当審議会の御意見を、また改めていただくということになるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明につきましては、担当課より行わせていただきます。

○北田課長 都心三宮再整備課の担当課長をしています北田と申します。私のほうから、お手元の資料4、「えき～まち空間」基本計画（案）について、御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

○三輪会長 どうぞよろしくお願いいたします。

○北田課長 まず、お手元の資料、1ページめくっていただきますと、A3で三宮の中心部を俯瞰した図面がございます。特に、このオレンジの薄い楕円で囲んだものが「えき～まち空間」と呼んでいる範囲でありまして、この「えき～まち空間」をどんな空間にしていきたいのか、イメージがわかるものとして示してございます。

上に3点ほど、目標とする将来像を掲げてございまして、まず1点目が、三宮の6つの駅があたかも一つの大きな「えき」となるような空間ということで、三宮交差点を中心とした、人と公共交通優先の空間、三宮クロススクエアが6つの駅とバスの乗り場を地上レベルでつなぎ、また、周辺の民間ビルの開発に合わせて、エレベーター、エスカレーターなど、地下から地上2階レベルをつなぐ、誰もが移動しやすい空間を目指していこうというものでございます。

2点目でございますが、「えき」と「まち」が行き来しやすく、より便利で回遊性を高める空間ということで、「えき～まち空間」から周囲の通りを介して、魅力的なまちに、歩きたくなる、歩いて楽しい空間が繋がっていると、そういうようなことを目指してござい

ます。

それと、最後に3点目でございますが、美しき港町・神戸の玄関口にふさわしい象徴となる空間ということで、居心地のよさが感じられ、そこに人が集まることでにぎわいをもたらし、また、さらに、新たにさまざまな活動が生まれていくと、そういった空間づくりを、行政だけでなく事業者や市民と一緒に目指していきたいというふうに思っております。

1枚めくっていただきますと、基本計画の目次が記載しております。基本計画につきましては、まず、基本計画策定の背景と目的、続いて、「えきまち空間」の構成と特性、さらに、「えきまち空間」の整備の考え方というところにおいて、空間、交通、景観の考え方を示しております。また、「えきまち空間」を生かす活動の仕組み、最後に、今後の進め方、以上の構成としてございます。

1ページをごらんください。

1ページ、2ページ目には、基本計画策定の背景と目的を記載しております。左側1ページでございますが、平成27年9月に、都心の将来ビジョン、三宮周辺地区の再整備基本構想を取りまとめ、神戸の新しい象徴となる「えきまち空間」を位置づけたことを示しております。

また、右側2ページにおきましては、官民共通の具体的な目標像とその実現に必要な取り組みを示すことを目的に、「えきまち空間」基本計画を作成していただくということを記載しております。

3ページ、4ページ目でございますが、「えきまち空間」の構成と特性ということで、特に、3ページでは、東西の中央幹線、また、南北のフラワーロードを2つの都市軸ということで位置づけてございます。また、その周辺には、5つの個性あふれる魅力的なまちがあるということで、こういったまちの特性を踏まえて、将来のあり方を考えていくというものでございます。

右側4ページには、空間構成の要素と求める視点ということを書いてございます。

続きまして、5ページをごらんください。

「えきまち空間」の整備の考え方のうち、空間の考え方について、このページより、まとめてございます。基本的な考え方でございますが、「えきまち空間」では、行政が中心となって整備する道路や広場などの公共施設と、周辺の民間施設における公共的な空間を合わせて公共空間とし、官民の連携により、一体的な空間を整備してまいります。

また、この「えきまち空間」におきましては、神戸の玄関口にふさわしい、にぎわいのある空間であるとともに、わかりやすく、ユニバーサルデザインに配慮した空間、また、防災や環境にも配慮した空間として整備を行ってまいります。

その下には、「えきまち空間」における公共空間の整備イメージを示しております。続いて、6ページでございますが、公共空間を構成する主要な公共施設として、先ほど

の三宮クロススクエア、また、わかりやすく利用しやすい駅前広場やデッキなどの歩行者空間、さらには分散する中・長距離バス乗降場を集約する、新たなバスターミナルについて、今後、行政が積極的に取り組んでまいります。

続きまして、7ページ、8ページをごらんください。

三宮クロススクエアのゾーニングとイメージについて、記載してございます。特に、公共空間と沿道建築物が一体となったにぎわい空間の創出を図るため、都市軸や周辺のまちの特性を踏まえ、三宮クロススクエアを特色の異なる5つにゾーニングしてございます。

まず、クロススクエア東側でございますが、にぎわいや大規模イベントに対応できるにぎわいゾーン、また、西側につきましては、元町方面につながる空間として、人が集い、憩うためのうるおいと集いゾーン、また、北側につきましては、六甲山を望む視点場ですとか、北野方面へのアプローチ空間として、山を感じる自然ゾーン、また、中央につきましては、神戸の顔にふさわしい空間を形成する象徴ゾーン、南側につきましては、花と緑の連続や海へのつながりを意識した海へつながる環境ゾーン、と整理してございます。

続きまして、9ページをごらんください。

このページからは、交通の考え方についてまとめてございます。

(1)の基本的な考え方の2段落目の途中に記載していますように、高齢者や子育て世代の方々など、誰にとってもより便利で回遊性の高い空間、これをつくり上げていくことが最も重要なことだと考えてございます。この「えき~まち空間」の交通につきましては、歩行者交通及び公共交通、自動車交通、さらには、「えき~まち空間」を実現するために必要な都心における交通体系について、整理をしてございます。

まず、歩行者交通でございますが、駅から駅への乗り換えをわかりやすくし、誰もが移動しやすい動線を確保すること。また、歩行者空間を充実し、「えき」から「まち」への回遊性を向上させること、この2点を進めてまいります。

特に、1)にありますように、乗換動線の改善ということで、周辺の民間施設の開発に合わせて、空間としてのわかりやすさや移動しやすさを確保するために、経路の見通しをでき得る限り確保すること、また、わかりやすい位置にエレベーターやエスカレーターを設置する、さらには、通路は十分な幅員と高さを確保する、そのほか、誰もがわかりやすい案内サインを充実していこうというものでございます。

特に、具体的な動線としましては、ポートライナーから各駅への乗り換え、また、阪急と地下鉄との乗り換え、さらには、新たなバスターミナルへの動線を重点的に考えてまいります。

続きまして、少し飛びまして、13ページ、14ページをごらんください。

ここでは、公共交通・自動車交通について、まとめてございます。

まず、駅前広場を再編、拡充、新設し、「えき~まち空間」や交通結節点である駅まで近寄りやすい環境を整備していくということ。また、「えき~まち空間」内における移動支援

の拠点を設け、誰もが移動しやすい環境を整備するというものでございます。具体的には、14ページの上のイメージ図をごらんいただければと思います。

続きまして、17ページ、18ページをごらんください。

ここでは、クロススクエアを含む「えき～まち空間」、そこを実現する上で必要となる都心における交通体系の考え方を示してございます。特に、自動車交通におけるマネジメント、歩行環境の向上、さらには、公共交通など多様な交通手段の確保、この3つの視点を踏まえて、総合的に取り組んでまいります。

以降、19ページから22ページまでは、都心交通におけるそれぞれの考え方について、記載してございます。

続きまして、23ページをごらんください。

23ページからは、景観の考え方についてまとめてございます。基本的な考え方ですが、2段落目に記載していますように、建築物と公共空間の一体的な景観のあり方を示し、まちのにぎわいや活気を誘発する景観形成に取り組むことで、神戸の歴史や自然環境を背景とした文化の薫りが漂う、また、訪れた人々の感性に響き、市民が誇りに思えるような景観を創出していきたいというふうに思っております。

以下、1) 都市と自然が調和する景観、2) 神戸らしさを感じる「まちなみ形成」、3) 暖かみのある「夜間景観」、これらについては、これまで、神戸の景観づくりにおいて大事にしてきた考え方ということで、今後も、これらを踏まえて景観形成を図ってまいります。

24ページをごらんください。

特に、「えき～まち空間」においては、今後、公共空間、建築物、夜間景観、屋外広告物といった4つの視点のもと、基準やガイドラインなどの前提となるコンセプトとして、景観形成の方針、また、法令に基づく基準としまして、景観形成基準、さらに、基準化にならない誘導事項などとして、ガイドライン、この3点について、景観デザインコードとして設定してまいります。

その下には、三宮クロススクエアにおける景観形成のイメージを示してございます。

続きまして、25ページをごらんください。

1) としまして、公共空間の景観形成方針について、示してございます。骨格となる三宮クロススクエアについて、都市軸としての特性や沿道のまちの多彩な特性や将来のあり方を踏まえた空間デザインを行うことを記載してございます。

また、2) としまして、建築物の景観形成方針でございますが、「えき～まち空間」に立地する建築物は、公共空間と沿道建築物が一体的な都市空間を構成することで、相互ににぎわいを呼び込むことができるよう、また、玄関口にふさわしい、ゆとりある神戸らしさを感じられるまちなみを形成するよう誘導していくことを記載してございます。

具体的には、壁面線の統一と軒線の設定による一体感のあるまちなみづくり、また、低層部のにぎわいづくりといった事柄に対して、26ページの上のイメージ図に示しますよ

うに、軒線の高さの設定ですとか、セットバックの幅、また、ピロティの奥行きなど、具体的な数値基準を設定してまいります。

27ページにおきましては、そのほか建築物の景観形成の方針として、建築物における高層部、中層部、低層部のデザイン、また、神戸の玄関口、三宮を印象づける三宮交差点の顔づくりの考え方について、示してございます。

また、28ページですが、夜間景観の形成方針、また、屋外広告物のコントロール方針につきましても示してございます。

また、3) 地域との協働と参画による景観づくりとしまして、3段落目に記載してありますように、「えき~まち空間」に係るさまざまな空間構成について、計画段階から完成後の将来形まで、調整の仕組みづくりも含めて、地域の方々の協働と参画により、「えき~まち空間」の形成に取り組んでいきたいというふうに思っております。

29ページをごらんください。

「えき~まち空間」を活かす協働のしくみとして、「えき~まち空間」の公共空間の利活用、管理運営の考え方について示してございます。「えき~まち空間」を神戸の玄関口にふさわしいにぎわいのある空間としていくためには、その公共空間をどのように利活用、管理運営していくかが非常に重要になってまいります。そのため、市民、民間事業者、行政などが連携して良好な環境や価値を維持、向上させるため、多様な関係者の協働によって、公共空間の利活用、管理運営を行っていく「エリアマネジメント」に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

最後になりますが、31ページ、32ページに、今後の進め方について、記載をしております。

「えき~まち空間」につきましては、すぐに実現できるものではなく、公共事業、民間開発事業ともに、段階的に進んでまいります。特に、クロススクエアにつきましては、社会実験や周辺の交通対策を行いながら、徐々に車線を狭め、歩道を拡幅していくなど、段階的に整備を進めてまいります。

また、「えき~まち空間」の実現に向けて、公共事業や民間開発事業について協議調整する場を設けるなど、官民が連携して推進していく仕組みを検討してまいります。

まずは、右側にありますように、当面、第1段階としまして、JR南側の駅前広場の再編、新たなバスターミナルI期整備などに合わせて、また、周辺の交通対策も実施しながら、三宮クロススクエアの東西方向の整備に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、この基本計画(案)につきまして、現在、さまざまな場で御意見を伺いながら、また、今度、市民の皆様からも意見を伺いながら、年度内に基本計画として取りまとめていきたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○三輪会長 はい、どうもありがとうございます。

この景観審議会として、このクロススクエアの中で景観の項目を取り上げていただいているのは非常にありがたいといえますか、重視していただいているということで尊重すべきかなというふうに存じますが、何か御意見とか御質問とかがございましたら、お願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○山本委員 以前の神戸市都市計画審議会でもお話しさせていただいたんですけども、再度、この神戸市都市景観審議会でも発言として、要望としてお願いしたいんですけども。

今、神戸が変わる都心再整備基本計画「えき≈まち空間」ということで、計画というのは重々承知しているんで、これから具体的に実務面で落とし込んでいっていただきたいなと思っているのが、7ページと8ページ、見ていただきたいんですけども、空間の考え方ということで、今、大阪、京都と比べて、都市間競争が厳しくなっている中で、神戸市独自の、やはり、ここに書かれているように、芝生であったりとか、花であったりとか、そういった市民の皆さんの心が安らぐというか、居心地のいい空間に、ぜひとも、空間づくりをしていただきたいなと思います。

ここで、キーポイントとなるのが、やはり木々の緑であったりとか、花ですよ。あとは、芝生という観点、このイメージ図を見ても、入れていただいているんですけども、さらに推進していただきたいなと思います。

あと、神戸ハーバーランドに、当局の皆さん、御承知だと思うんですけど、ハーバーランドのバス駐車場にCLTの休息所、専門用語になるんですけども、直交型の集成材を用いた、ハーバーランドにバスの停留所があるんですけども、兵庫県では、ゴルフ場に県産の木材利用推進条例というのができています。神戸市も今、県と市で調整会議、何回か行っている中で、やっぱり、兵庫県の玄関口、要はゲートウェイシティ神戸として、そういった県と一緒にした取り組みもぜひ進めていただきたいなと思っています。

その中で、木材、間伐材を使ったベンチであるとか、他部局では実際、そういった取り組みも実施していただいていると聞いていますので、そういった県と調整しながら、木材の利用という視点も空間づくりに取り入れていただきたいなと、これは要望でお願いしたいと思います。以上です。

○三輪会長 はい、ありがとうございます。

御意見といえますか、要望ということでございますので、よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

特に、ございませんようでしたら、これについては御説明を受けたということにさせていただきます。

それでは、その他の項目は終わりました、進行を事務局にお返しいたします。

閉 会

○西課長 三輪会長、どうもありがとうございました、
皆様、長い時間ありがとうございました。

一つ事務局からお知らせでございます。

現在の市議員の委員の皆様を除く、ほかの委員の皆様につきましては、任期が2年間終了いたしまして、来年1月いっぱいということになってございます。最終回は1月中に開催という予定でございますが、それが最後ということございまして、学識経験者の委員の皆様には、改めてその後の次期についての御意向、あるいは、御都合等をお伺いするということになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、冒頭に申し上げましたように、補足資料1と2につきましては、ここで終了後、回収させていただきますので、お持ち帰りになりませんように御注意をお願いしたいと思います。

○三島部長 それでは、本日は、長時間にわたりまして、大変、熱心な議論、ありがとうございました。次回は、歴史的建築物の保全活用の方針について、答申をいただくということになります。予定では、来年の1月23日火曜日、午後3時30分から開催を考えております。後日、改めて御案内をいたしますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、これもちまして、第86回神戸市都市景観審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○三輪会長 どうもありがとうございます。

午後3時33分 終了